

下田市立浜崎小学校 いじめ防止等のための基本的な方針

令和8年4月1日

1 いじめ防止等の基本的な考え方

「いじめは、どのような理由があろうとも許されない行為である」という理念を教師はもちろんのこと、子供・保護者・地域の人たちと共有し、これを徹底していくことが大切である。しかし、一方では、「いじめはどの子にも、どこにでも起こりうる」ということを踏まえ、学校職員が一丸となって、全ての子供たちに対応していかなくてはならない。また、起こった場所は学校の内外を問わない。いじめられた子供は心身共に傷つき、その大きさや深さは命に関わることもあるという認識をもって、学校教育を推進していく。

2 いじめ防止等のための校内組織

いじめ防止対策委員会 全職員＋SC＋SSW

3 いじめ防止等のための対策

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた子供の立場に立つことが必要である。また、いじめには、多様な形態があることに留意して、いじめに該当するかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要である。

(2) いじめの未然防止

①学級経営の充実

- ア 学級が、どの子にとっても安心してすごせる居場所になるような学級づくりをする。
- イ 子供の日々の様子・表情・言動から、子供の気持ちや願いを正確に把握して子供を理解する。
- ウ 「静岡県版 SEL」などを活用し、ソーシャルスキルトレーニングやエンカウンターなどを実施して心の触れ合いを深めていく。
- エ 全ての児童がわかる・できる授業を目指し、児童一人一人が充実感や成就感をもてる授業実践に努める。

②教職員の資質向上（教師がいじめに対して認識をもつ）

いじめがあった学校で「いじめだという認識がなかった」というコメントが出されることがあったが、「子供が苦痛を感じているもの」はいじめであり、具体的には、「冷やかしかからかい、悪口や文句、いやなことを言われる」「遊ぶふりをして叩かれる」など、ともすれば見過ごされるようなことをいじめとして認識できる感性をもつことが必要である。

③道徳教育の推進

社会性や規範意識、思いやりなど豊かな心を育み、心の通う人間関係作り、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。

④子供の自主的活動の場の設定

子供がやりがいや充実感を感じられる活動、みんなと協力して行う活動を設定することで、思いやりの心や豊かな人間性、自尊感情が育まれていく。

- ・縦割り活動（運動会・縦割り遊び・いいことの日・縦割り掃除 など）
- ・委員会、学級活動の活性化
- ・児童会活動（こどもの国・児童集会など）

(3) いじめの早期発見・早期対応

①子供の実態把握

ア 日常的な観察 イ 毎月1回の全校アンケート
ウ 学期ごとの振り返り エ 日記 オ 子供を語る会 など

②相談体制の整備

ア 相談室の活用
イ 保護者に開かれた学校

③学校のいじめに対する措置

ア いじめの相談を受けたら速やかに管理職に報告し、事実関係を調査する。
イ いじめの事実が確認されたら、いじめ対策委員会を開き対応を協議する。
ウ いじめを受けた児童・保護者のフォローといじめた側の児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) 関係機関等との連携

校内のいじめ防止対策委員会と外部機関との連絡を密にしていく。

教育委員会・警察署・児童相談所・家庭相談員・医療機関・民生委員
「いじめ・暴力対策」メールコーナー など

4 重大事態への対応

(1) 学校による対処

①重大事態のケースの確認

ア いじめにより子供の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認めるとき。（自殺、精神性疾患、重大傷害、金銭問題 など）
イ いじめが原因で、子供が相当期間欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で、子供が一定期間連続して欠席しているとき。
ウ 子供や保護者からの申し出があったとき。（重大事態に陥ったとき）

②重大事態についての調査

ア 学校の設置者に速やかに報告し、設置者の判断のもとに事態への調査を行う。
イ 客観的な事実関係を明確にするための調査を行うが、子供や保護者に十分配慮する。（聞き取り・アンケート など）

③情報の提供

いじめを受けた子供及び保護者に事実関係などの情報を提供する。

④報道への対応個人情報への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。

(2) 必要に応じて、県教育委員会の指導、助言及び援助を受ける。